

NPO法人 埼玉消費者被害をなくす会

**埼玉県内の消費者・消費者団体・
行政とのネットワークを基礎に、
「適格消費者団体」として消費者の
利益や権利の確保を目指した活動を
すすめていきます！**



NPO法人埼玉消費者被害をなくす会は、「埼玉・商品被害をなくす連絡会」として9年間活動し、2004年11月にNPO法人格を取得、2009年3月5日 内閣総理大臣より適格消費者団体の認定を受け、活動している団体です。

主な活動

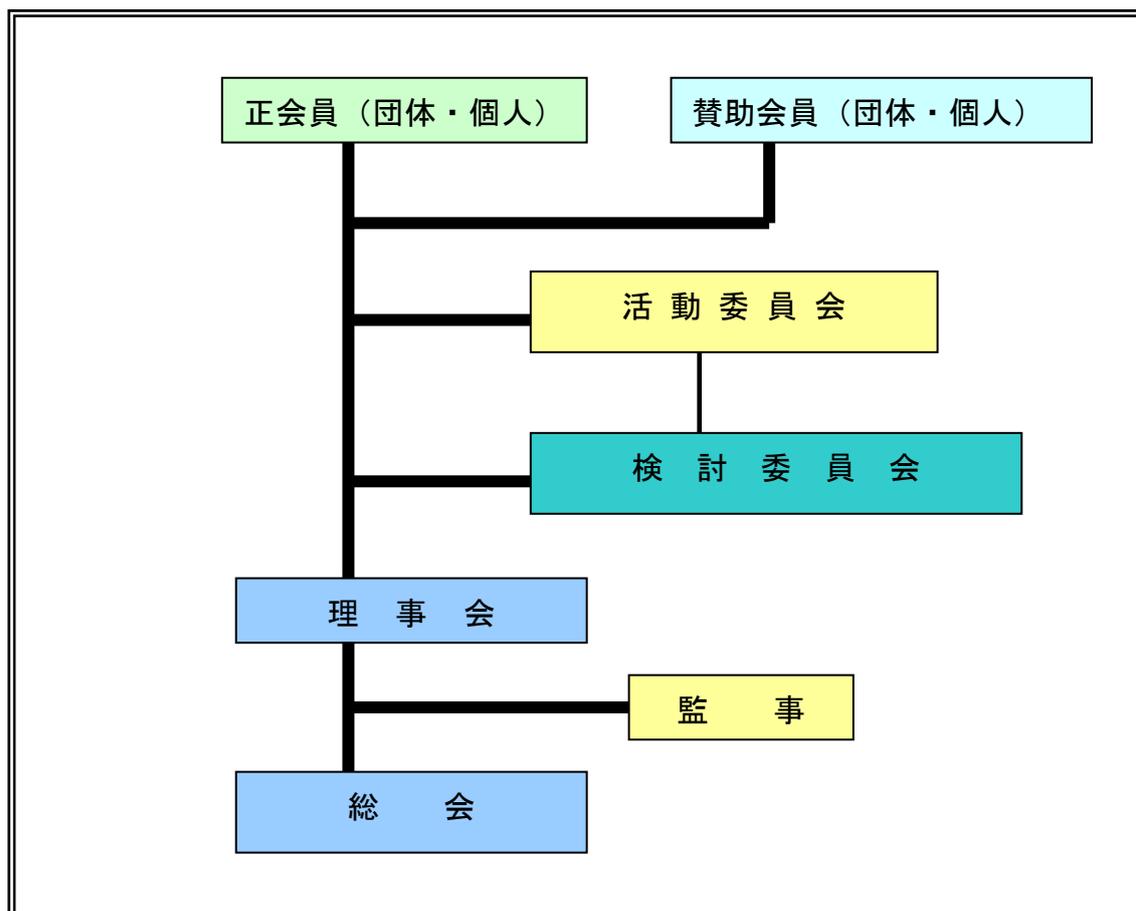
- ・ 「消費者トラブル」などに関するアンケート調査を実施し、被害情報の収集・情報提供を行っています。
- ・ 消費者被害の調査、研究、検討を消費者および専門家で行います。
- ・ 被害情報のあった事業者へ改善要望や懇談などの活動を行い、消費者の利益擁護のための活動を行っています。
- ・ 「適格消費者団体」として、改善申入れを受け入れない事業者に対して、消費者団体訴訟制度による差止請求を行います。
- ・ 埼玉県の全市町村への消費者行政アンケート調査を1998年より毎年取り組み、結果を「埼玉県消費者大会」資料として発表しています。
- ・ 消費者がトラブルにあいやすい問題や消費者行政の充実にむけたテーマで、シンポジウム、学習会などを開催しています。
- ・ 消費者団体へ「出前講座」の紹介や消費者権利確立のための取り組みを呼びかけ、消費者・事業者啓発にも取り組んでいます。

会員について

| | | | | |
|--------|--|-----|----|---------|
| 団体正会員 | 消費者被害情報の収集などの活動に協力頂ける非営利団体 総会での表決権(2票)を有します | 年会費 | 1口 | 10,000円 |
| 個人正会員 | 当会の活動に賛同いただける個人 総会での表決権を有します | 年会費 | 1口 | 3,000円 |
| 団体賛助会員 | 総会での表決権はありません | 年会費 | 1口 | 3,000円 |
| 個人賛助会員 | 総会での表決権はありません | 年会費 | 1口 | 1,000円 |

会員には広報誌「ニュースレター」を送付します

組織のしくみ



組織の概要（2013年 2月現在）

| | |
|-------|---|
| 名 称 | 埼玉消費者被害をなくす会（通称 なくす会） |
| 設立年月日 | 2004年（平成16年）11月 8日 |
| 法 人 格 | 特定非営利活動法人 |
| 会 員 数 | 団体正会員 18団体 個人正会員 112人 団体賛助会員 8団体 個人賛助会員 26人 |
| 主な役員 | 理事長 池本 誠司（弁護士・埼玉弁護士会会長 2013年度） 副理事長 長田 淳（弁護士） 三村 光代（NACS 最高顧問） 専務理事 岩岡 宏保（埼玉県消費者団体連絡会事務局長） 常務理事 永田 康子（埼玉県消費生活コンサルタントの会） |

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-11-5 埼玉県生協連内

Tel 048-844-8971 Fax 048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>